

○ 大阪市物品等共同企業体運用基準

制 定 平成 28 年 10 月 27 日

第 1 目 的

1. この基準は、物品の買入及び借入契約（以下「物品等契約」という。）において、物品に密接に関連する付帯的な設置工事、保守業務等（以下「付帯業務等」という。）を一括して発注し、効果的な物品の供給の確保と適正な履行を図ることを目的として結成される共同企業体の適正な活用を図ることを目的とする。
2. 共同企業体の活用にあたっては、次の各号について留意するものとする。
 - (1) 中小企業育成の観点から分離・分割発注を基本としているため、発注は単体発注を基本的原則とすること
 - (2) 共同企業体の活用は、企業の履行能力の結集等により効率的な履行が確保できると認められる適正な範囲にとどめること
 - (3) 不良、不適格業者の参入を防止し、円滑な履行を確保するため、対象物品、構成員等について適正な運用を行うこと

第 2 共同企業体の方式

共同企業体の方式は次のとおりとする。

物品等共同企業体

物品等契約に際して、付帯業務等を一括して発注する場合において、適正な履行を確保するため、物品の性質及び設置状況等に照らし、共同企業体により競争を行わせる必要がある場合に物品等契約毎に結成する共同企業体

第 3 物品等共同企業体

1. 対象物品

(1) 物品等共同企業体により競争を行わせることができる物品等契約は原則として、付帯業務等を一括して発注するものであって、適正な履行の確保を図るため物品等共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。

(2) 混合入札

前項の規定により、物品等共同企業体により競争を行わせることができる物品等契約については、当該物品の契約の目的を確実に履行することができるものと認められる物品等共同企業体以外の有資格者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 の規定により、市長が定めた競争入札の参加者の資格を有する者。以下同じ。）において、物品等共同企業体と当該の単体有資格者による混合入札によるものとする。

2. 構成員数

構成員数は 2 者もしくは 3 者とし、契約の内容に応じて、物品等契約毎に定めるものとする。

3. 資格

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の代表者が当該物品に対応する種目について、有資格者であること
- (2) 共同企業体の代表者以外の構成員が付帯業務等に対応する種目について、有資格者であること
- (3) 構成員が当該物品の履行に関し、法令等の規定により、免許、許可又は登録を要する場合に当該許可等を受けていること

4. 結成方法

自主結成とする。

結成にあたっては、共同企業体協定書の作成及び協定書の保持を義務付けるものとする。

5. 構成員の分担

各構成員の分担は、契約内容に応じて定めるものとする。

6. 代表者

共同企業体の代表者は、物品の供給を行う者、かつ、分担額が構成員中最大である者とする。

第4 契約書

共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の構成員全員が記名押印しなければならない。

第5 その他

1. 本基準の規定は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令規定が適用される調達契約については、適用しない。
2. 本基準の運用にあたって、物品の性質及び設置状況等を勘案して、これにより難いと認められる場合は本基準と異なる取扱いができるものとする。

附 則

この基準は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。